

(案)

崇元寺跡遺構展示ジオラマ制作業務委託契約書

那覇市(以下「甲」という。)と、(以下「乙」という。)との間に、崇元寺遺構展示ジオラマ制作業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、崇元寺跡保存整備にかかる事業の一つとして、崇元寺公園内にかつて建立されていた崇元寺の遺構及び伽藍配置の立体模型(ジオラマ)の制作(以下「遺構展示ジオラマ制作」という。)を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(委託業務)

第2条 甲は、乙に対し、遺構展示ジオラマ制作にかかる資料を提供し、乙は、提供された資料、別紙の崇元寺遺構展示ジオラマ制作業務委託仕様書及び崇元寺遺構展示ジオラマ制作業務委託に係る特記仕様書にもとづき、実施するものとする。

(資料の提供)

第3条 甲は、乙に対し遺構展示ジオラマ制作に関する資料を提供するとともに、乙より本業務を行うために必要な資料を求められたときは、これに協力するものとする。
2 乙は、前項にもとづき甲から受領した資料については、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(委託期間)

第4条 この業務の委託期間は、契約日から令和5年2月28日までとする。
2 乙は、その責めによらない理由により、期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその理由を付けて期間の延長を求めることができる。その延長日数は、甲乙協議してこれを定めるものとする。

(契約金額)

第5条 前条の委託業務の契約金額(以下「委託料」という。)は、円とする。
(うち消費税及び地方消費税が円)とする。

(契約保証金)

第6条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号に基づき免除する。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、委託業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、予め書面により甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項のただし書きの規定により再委託を行った場合は、乙は再委託先に対し、本契約に定める乙の義務と同様の義務を遵守させなければならない。

(損害のために必要を生じた経費)

第8条 業務の履行に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その負担が甲の責めに帰する理由による場合においては、これを甲が負担するものとし、その額は甲乙協議してこれを定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

第9条 乙は、業務を完了したときは遅滞なくその旨書面をもって甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の規定による通知を受けたときは、その10日以内に成果物について検査を行わなければならない。

3 前項の検査に合格しないときは、乙は遅滞なく補正を行い、再検査を受けなければならない。

4 乙は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該目的物を甲に引渡すものとする。

(契約不適合責任)

第10条 甲は、引き渡された成果物が契約不適合であるときは、乙に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要する時は、甲は履行の追完を請求することはできない。

2 甲は、引き渡された成果物に関し、前条第4項の規定による引渡しを受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、委託料の減

額の請求又は契約の解除をすることができない。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、第9条第2項の規定による検査を合格した場合は、甲に対して委託料の請求をすることができる。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

3 甲は、自己の責に帰すべき理由により、前項の支払いを遅延した場合は、乙に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した遅延利息を加算して支払わなければならない。ただし、乙が委託料の受理を遅滞した日数及び天災地変等やむを得ない事由により支払

いのでできなかった日数は、約定期間に算入しない。

4 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満であるときは遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(甲の解除権)

第12条 甲は、乙が本契約に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 乙及び乙の代理人又は乙との間に本契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

3 乙は、本契約を解除されたときは、委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに納入しなければならない。

(乙の解除権)

第13条 乙は、甲が本契約に違反し、その違反により業務を完了することが不可能になったときは、本契約を解除することができる。

2 前項により本契約を解除した場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。損害賠償額は甲乙協議してこれを定めるものとする。

(違約金等の徴収)

第14条 乙が、この契約に基づく違約金を、甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定した日から、委託料支払いの日までの日数につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて遅延利息を加算した割合で計算した延滞金を加えた額を甲の支払うべき委託料から控除し、なお不足があるときは追徴する。

(秘密の保持)

第15条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第15条 本契約に定めていない事項について定める必要が生じたとき、又は本契約に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議の上定める。

本契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 城間 幹子

乙